= 第1章 道 路



瀬戸内しまなみ海道 開通20周年

[愛媛県側から本州方面を撮影 最も手前の橋は多々羅大橋]

1 道路の概要

本県の道路網は、広域的な高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道(一部一般有料道路を含む。)、中国横断自動車道広島浜田線(一部暫定2車線)、西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)(一部暫定2車線)に加え、平成27年3月に中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)(暫定2車線)、東広島・呉自動車道(暫定2車線)が開通したことにより、井桁状の高速道路ネットワークが形成され、このうち、高速自動車国道については全国第4位の390kmが供用されている。

これらの高規格幹線道路を補完し、地域相互間の交流を促進する地域高規格道路については、「計画路線」として福山環状道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として益田廿日市道路等の4路線が指定されている。また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25㎞を供用しており、残る5号線4㎞について事業を進めている。

次に、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般 国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182 号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

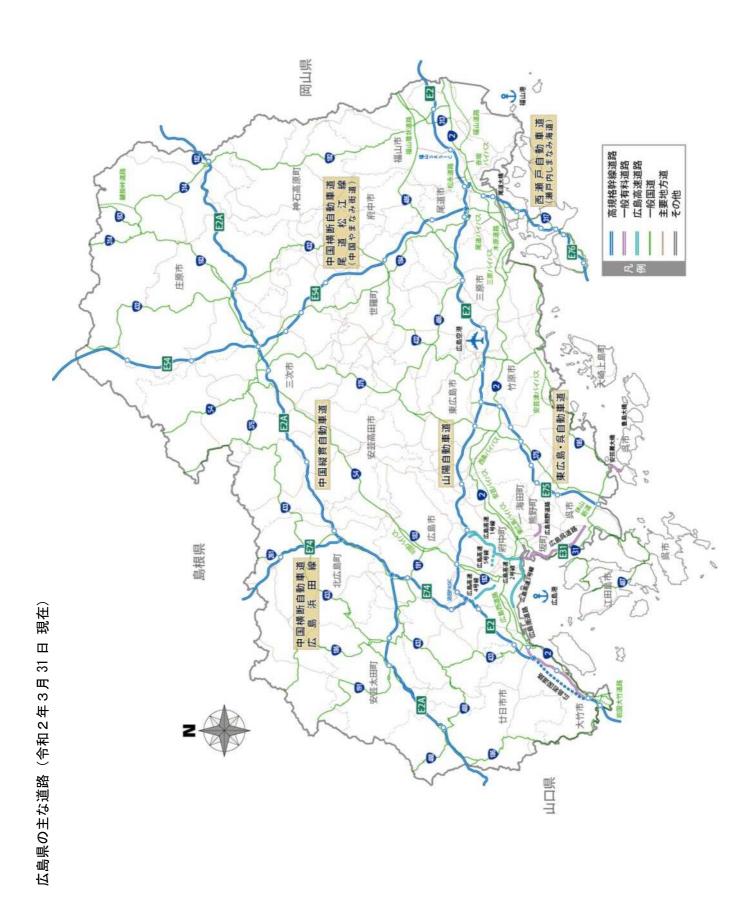
さらには、これらの一般国道 20 路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道 76 路線と一般県道 285 路線, 市町道 62,882 路線をもって道路網を形成し、その実延長は約 29,258km となっている。

(1) 道路の管理区分

区 分 道路の種別		区 分 路線の指定 設定の権限		道路管理者	根拠規定	備考			
高	速自	動	車 国	道	内	閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 "第6条 道路整備特別措置法	
	本 連	州 絡	四 道	国路	内	閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
一般	指	定	区	間	内	閣	国土交通大臣	道路法第5条 "第12条,第13条	
国	指定	広 区	島 市 域	の 外	内	閣	県	道路法第5条 "第12条,第13条	
道	区間	広 の	島 区	市域	内	閣	広島市	道路法第5条 "第17条	
	外	有	料道	路	内	閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	下	記	以	外	知	事	県	道路法第7条 〃 第15条	
県	有	料	道	路	知	事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法	
道	広 の		島 <u>玄</u>	市域	知	事	広島市	道路法第7条 "第17条	
	三区は	次 或 (市 の 一	の 部	知	事	三次市	道路法第7条 〃 第17条2項	三次市内で起終点が完結す る一般県道20路線
市町	下	記	以	外	市町	- 長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法 及び半島振興法による道路 管理の代行(県)がある。
道	有	料	道	路	市町	- 長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法	

(2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。 広島県 HP (リンク) → https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html



-4-

2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークの形成により、産業・観光面等、県全域で様々な効果があらわれはじめており、今後はこの井桁状高速道路ネットワークという強みを最大限に活かした道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す広島県の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、平成28年3月に策定した「広島県道路整備計画2016」に基づき、計画的で着実な道路整備を推進することとしている。

3 広島県道路整備計画 2016

(1) 取組方針

本計画では、井桁状高速道路ネットワークの活用と次に掲げた7つの施策に基づく取組を道路整備の取組方針とし、選択と集中に基づく事業実施箇所の選定を行った上、早期効果の発現、コスト縮減、地域と一体となった取組を実施することにより計画的で着実な道路整備を推進する。また、進捗状況の点検・評価としてPDCAサイクルの実施やストック効果の検証を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応する。

7つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①広域的な交流・連携基盤の強化	○企業活動を支える物流基盤の整備
	○グローバルゲートウェイ機能の強化
②集客・交流機能の強化	○観光周遊を促す道路ネットワークの形成
③災害に強い道路ネットワーク	○緊急輸送道路ネットワークの機能強化
の構築	○災害対応能力の向上に資する多重型道路ネットワークの形成
④総合的な交通安全対策の推進	○通学路における交通安全対策の推進
	○交通事故危険箇所の対策
⑤持続可能なまちづくりに資す	○渋滞を緩和する道路の整備と市街地を一体化する鉄道との立
る道路整備	体交差化
	○豊かな地域づくりを支える道路の整備
⑥道路機能の有効活用	○小規模な改良による既存道路の有効活用
	○スマートICの整備等による高速道路の有効活用
	○しまなみを核としたサイクリングネットワークの形成とサイ
	クリストの受入環境向上
	○道の駅を活用した地方創生の取組
⑦道路施設の適正な維持管理	○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施
	○道路施設の戦略的な維持管理の推進
	~インフラ老朽化対策の本格実施~

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険個所の対策や通学路交通安全プログラムに基づく整備を 基本とし、補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を 優先的に整備する。

4 令和2年度事業の内容

(単位:千円)

4									
事業	区 分	予 算 額	事業内容等						
	交通安全施設等整備事業	1, 720, 000	歩道,自転車歩行者道,交差点改良						
公	道路災害防除事業	6, 133, 000	橋梁耐震補強,トンネル補修,法面防災対策等						
	除雪事業	476, 000	県管理道路の除雪費						
	道路改良事業	12, 155, 500	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市) ほか 61 箇所						
共	市町道路事業指導監督費	24, 000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督 事務費						
一六	計	20, 508, 500							
修維	道路改修費	9, 583, 594	県管理道路の維持修繕工事等						
繕持 •	計	9, 583, 594							
	交通安全施設等整備事業	533, 290	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置						
単	道路改良事業	5, 626, 900	幹線道路,生活道路等の整備促進						
	道路改修計画調査費	170, 000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等						
独	道路改良関連事業費	1,600	電線共同溝工事に係る、電気、ガス管等の埋設工事						
	計	6, 331, 790							
	広島高速道路公社 出資金・貸付金	2, 650, 000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道 路網整備に伴う県の出資金・貸付金						
その	国土木工事受託費	30,000	国事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改 良工事						
他	市町土木工事受託費	57, 300	市町事業の受託工事に係る経費 一般国道 487 号改良工事ほか2 箇所						
	計	2, 737, 300							
県	事 業 計	39, 161, 184							
直輯	喜国道改修費等負担金	7, 273, 334	一般国道 2 号,31 号,54 号,183 号,185 号,375 号及び中国横断自動車道尾道松江線						
	計	46, 434, 518							
	11	10, 101, 010							

事業名 区分			当初予算額	説	明					
担債行務	工	事請	負	契	約関	係	限度額期 間	8,747,000 千円 令和3~5年度	主要地方道吉田豊栄線 道路改良事業ほか13件	
行務 為負	債	務	保	証	関	係	限度額期 間	16,089,280 千円 令和 2~22 年度	広島高速道路公社	16,089百万円

5 主要道路事業の内容(一般国道・地方道の整備)

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区	5	福山道路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路					
事	業主	7	国土交通省									
事	業期	引 平成13年度~	平成7年度~	昭和50年度~	平成元年度~	平成13年度~	平成15年度~					
区	ļ	型	東広島市 八本松町〜 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町〜 安芸郡海田町	安芸郡海田町~ 廿日市市地御前	大竹市小方一丁 目~山口県岩国市 山手町	尾道市福地町~ 三原市糸崎町					
総	延上	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km					
車	線数	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4~6車線 (暫定2車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)					
令乖事	12年 業	1,053百万円	3,953百万円	4,650百万円	430百万円	1,439百万円	3,024百万円					
	12年 業内		調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事					

※広島市区間含む

(2) 広島高速道路の建設促進

	\ - / /-											
区	分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)						
事 業	美主 体	広島高速道路公社(平成9年6月3日設立)										
事業	美期 間		平成9年度~									
区	間	広島市東区福田町 ~ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ~ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ~ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ~ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 〜 東区二葉の里三丁目						
総	延 長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km						
車	線数	4 車線	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線 (暫定 2 車線)	4 車線	4 車線 (暫定 2 車線)						
	2年度 業 費	-	_	_	_	10,600百万円						
令和 事 業	2 年度 美 内 容	_	_	_	_	測量試験•工事等						

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて334路線、実延長4,167kmである。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中,道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため,各建設事務所において,定期的あるいは随時,道路パトロールを実施し,危険箇所の点検や不法占用物件の除去,路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

令和2年度道路の維持管理関係予算額

(単位: 千円)

区		分	種別	事 業 内 容	予 算 額
			道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策(安全な道路 の確保)	1, 160, 226
			舗装道補修	舗装道補修,沿道環境の保全等 (安全で快適な交通環境の確保)	1, 310, 000
道路	改	修費	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持, 道路環境 保全, 電力料等	7, 070, 806
			道路管理費	道路保険, 公物管理, 台帳付図修正事務等	42, 562
				合 計	9, 583, 594

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、 ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため,道路の整備,利用,保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき,道路の 範囲を確定する区域決定・変更や,一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行って いる。

令和元年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定·変更·供用開始 件数	3	4	0	5	5	5	3	3	10	38

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指している と考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種 をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。 これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の 事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うととも に、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお, 道路の構造を保全し, 交通の危険を防止するため, 車両の制限についての基準が政令で定められており, この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

令和元年度道路関係許可等件数等一	-
11 11 11 11 11 12 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	异.

		西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築庫	1 認	29	21	16	9	41	69	47	7	10	249
送收 F田新司	新規	357	250	170	173	385	490	513	158	216	2, 712
道路占用許可	更新	244	145	88	103	370	186	351	117	202	1,806
道路工事施口	二 命令	52	80	38	31	242	135	99	29	64	770
	新規	243	16	37	1	327	437	333	35	57	1, 486
特殊車両通行許可	更新	36	33	0	0	66	130	123	30	15	433
Viii 11 11 11	協議	414	291	239	276	1, 174	914	1, 479	266	159	5, 212
小 計		1, 375	836	588	593	2,605	2, 361	2, 945	642	723	12, 668
境界立	会	54	32	27	19	65	138	75	13	9	432
境界確定的	協議	38	22	16	6	44	75	59	6	3	269
小 計		92	54	43	25	109	213	134	19	12	701
境界確定記	13	0	1	0	4	24	12	0	0	54	
その他各種語	1	3	3	2	6	8	1	0	1	25	
小 計	14	3	4	2	10	32	13	0	1	79	
計		1, 481	893	635	620	2, 724	2,606	3, 092	661	736	13, 448

また,ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体(マイロード団体)」に認定し,契約を締結したうえで,県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、 地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推 進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援(奨励金交付)事業を実施している。

(注)アダプト活動:アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

令和元年度末現在の認定団体数等682 団体(参加人員 21,990 名 活動延長 596.53km)